第三者評価結果シート・コピー (児童養護施設)

種別	児童養護施設
①第三者評価機関名	
特定非営利活動法人ふくてっく	
②評価調査者研修修了番号	
SK15202 (S24156)	
\$15045	
\$15044	

③施設名等

名 称:	長谷川羽曳野学園
施設長氏名:	新屋公孝
定 員:	40
所在地(都道府県):	大阪府
所在地(市町村以下):	柏原市円明町2-30
T E L:	072-977-5723
URL:	
【施設の概要】	
開設年月日	1948/4/1
経営法人・設置主体(法人名等):	大阪市 こども青少年局
職員数 常勤職員 :	19
職員数 非常勤職員 :	18
専門職員の名称(ア)	家庭支援専門相談員
上記専門職員の人数:	1
専門職員の名称(イ)	個別対応職員
上記専門職員の人数:	1
専門職員の名称(ウ)	児童指導員
上記専門職員の人数:	13
専門職員の名称(エ)	心理療法担当職員
上記専門職員の人数:	1
専門職員の名称(オ)	栄養士
上記専門職員の人数:	1
専門職員の名称(カ)	嘱託医(非常勤)
上記専門職員の人数:	1
施設設備の概要(ア)居室数:	9
施設設備の概要(イ)設備等:	
施設設備の概要(ウ):	
施設設備の概要(エ):	

④理念・基本方針

運営方針(理念)

- ①家庭的養護の推進 ②児童・職員の安心安全な生活を保障し、児童の心身の健全な育成を推進 ③児童の社会的自立を目標とした支援 ④児童や家族の回復を目標とした支援 ⑤人財育成・職員の専門性の向上
- 入所児童の支援方針(基本方針):長谷川小中学校と密接な連携をとりながら、将来社会人として、自立できる人間育成に努 める。
- ①基本的生活習慣の確立を図る。 ②自ら考え、自ら判断し、主体的に行動できる力を育む。 ③差別を許さず、お互いの人権を尊重する心を育む。 ④一人ひとりの持つ能力を伸ばし、社会の中で生きていく力を養う。

⑤施設の特徴的な取組

長谷川羽曳野学園は、昭和14年に、虚弱児童の教育を支援する目的で、個人が寄付した土地・建物に創設された郊外学校(現在の大阪市立長谷川小中学校)に由来します。学園は、学校に付属する寄宿舎でありましたが、昭和23年9月に養護施設として認可されました。その後も大阪市教育委員会が所管する市立施設として、大阪市民の児童を対象として運営しています。学校長が児童養護施設長を兼務してきて、児童福祉施設とはいえ教育的概念が主導する寄宿舎として存続し、幼児や高校生の入所はありませんでした。平成28年4月に学園の所管がこども青少年局に変更となり、園長をはじめ人事が刷新され、児童福祉施設としての機能強化を模索しています。しかしながら、入所児童は平成29年度になって初めて在籍を認められた高校生を除き、その他の児童は隣接する長谷川小中学校へ登校しています。一方、長谷川小中学校はその他の児童・生徒を受け入れていないなど、大阪市立であるが故の特殊性があります。院内教育という特殊性により、一般の児童養護施設処遇では通学が困難な児童が多く措置されており、また被虐待児童の率も他の児童養護施設に比して高い傾向にあり、大阪市におけるニーズも勘案し、児童心理治療施設機能への施設種別変更も予定されています。

⑥第三者評価の受塞状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2018/1/9
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2018/3/26
受審回数	1
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

【特に評価が高い点】

長谷川羽曳野学園は、元来長谷川小中学校に付属する寄宿舎であって、平成28年度に教育委員会からこども青少年局に移管されましたが、その後も長谷川小中学校は隣接して運営されているので、一般の学校への登校が困難な児童への就学機会を保障しています。また園の方針として、子どもの基本的欲求を受容的・支持的に受け入れているとともに、入所児童数に対して広い園舎であるため、子どもたちはのびのびと生活することが出来ています。

【改善が求められる点】

- ① 平成28年度に所管が教育員会からこども青少年局に代わり、さらに児童心理治療施設への種別変更が予定されています。3 年の経過的期間の運営に、園長はじめ幹部職員と一部支援職員は、市の他部署からの異動で赴任し、その他は任期付職員によって構成されています。大きな変革をめざす中長期計画について、現場の組織にはその詳細が伝わっていないので、事業計画や職員の資質向上に向けた計画的な研修、ならびに職員配置について、組織的なガバナンス構築が不十分となっています。養育・支援の方針や手法についても、職員間で共通理解が整っておらず、標準的な手順等の検討が必要です。
- ② 特に任期付職員は任期満了後の展望がなく、児童養護施設職員としての目標設定ができない状態にあります。
- ③ 子どもは、今年度から始めて在籍する高校生を除いて、学園と長谷川小中学校を行き来する生活で、地域社会との交流機会を制限されています。地域のボランティアグループが学園の裏山の手入れをする以外、養育・支援の活動にボランティア等の地域人財を受け入れていません。子どもたちの自立に向けた社会性を育む意味からも、様々な大人との交流機会を増やすとともに養育・支援活動を含む幅広いボランティア等を地域から受け入れていく必要があります。
- ④ 子どもの安全を脅かす事例は指導日誌に散見されますが、個々の対応はもちろんのこと、その要因分析や再発防止策の検討を加えた「ヒヤリハット報告書」として整備し、事例を蓄積することにより、予防に努め、支援の向上を図ることが求められます。
- ⑤ 整えるべきマニュアルの多くが作成中・検討中の状況です。マニュアルの作成については、一部の中堅職員に委ねるのではなく、多くの職員が参画して行われることを期待します。
- ⑥ 子どもは権利ノートの存在さえも知らない状況で、自尊感情と他者への配慮の原点となる権利意識を育む取り組みを充実する必要があります。
- ⑦ 性教育プログラムの実施がありません。
- ⑧ 大舎制というハードの制限もありますが居室や共用スペースにおいて子どもが一人になれる場はなく、自己領域の確保やプライバシー保護の観点で課題があります。30年度に実施する整備において、適切な対応を期待します。
- ⑨ 学園内に立派な親子生活訓練室や地域交流ほか多目的に活用できる広間があるにもかかわらず、殆ど利用されていません。平成30年度の施設改修では倉庫に用途変更されると聞きます。非常に残念なことです。
- ⑩ 基本的に大阪市民を対象とする福祉事業となっており、学園が所在する地域の福祉ニーズに対応する公益的事業・活動が行われていません。様々な制限はあると考えますが、今後、積極的な対応を図るよう期待します。
- ⑪ 大阪市の関係機関との連携はありますが、地域の関係機関との連携は警察や保健所、消防組合などに限られています。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

- ・ 本施設は、平成27年度までは、児童福祉施設として機能する一方、大阪市教育委員会が運営してきたことから、学校の寄宿舎として位置づけられてきました。
- ・ 平成28年度に児童福祉施設として機能強化を図る観点から、教育委員会からこども青少年局に移管され、職員もそのほとんどが入れ替えの状態での運営でした。また、職員の多くは児童福祉施設等での勤務経験のない職員も多く、その資質の向上が課題となっています。
- ・ 今回の第三者評価でのご指摘については、ハードの問題、地域交流の問題等その対応に時間等を要するものもありますが、その内容を重く受け止め、現在入所している児童の支援の向上を最優先としながら、対応可能なところから一つひとつ改善してまいりたいと考えております。

第三者評価結果 (児童養護施設)

共通評価基準(45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	
口理念、基本方針が文書(事業計画等の法人・施設内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	\circ	
□理念は、法人・施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人・施設 の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	\circ	
口基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規 範となるよう具体的な内容となっている。	\circ	
□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員へ の周知が図られている。		
□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。		
口理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。		

理念・基本方針は明文化され、パンフレットに記載されています。そこには施設が目指す方向や職員の行動規範を 読み取ることができます。しかしながら、これまで中学卒業を迎えると他園へ措置変更するのが通例で、子どもが 移行後に不安定となることが多く、課題が指摘されてきました。平成28年度に、所管が教育委員会からこども青少年局に代わって以来、高校生の在籍が認められることになりましたが、家庭的養護の推進や児童の社会的自立を目 標とするなどの重要な理念と、現実とはなお大きな乖離があり、理念・基本方針を職員や子ども、保護者等へより 積極的な周知を図る取り組みが必要です。

経営状況の把握 2

(1)	経営環境の変	変化等に適切]に対応している。	第三者 評価結果
		1	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
			□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	0
			□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
			□子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の 経営環境や課題を把握し分析している。	
	_		口定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用 率等の分析を行っている。	0

大阪市社会福祉審議会において、大阪市における社会的養護関係施設等のあり方が検討され(平成22年3月)、 阪市こども・子育て支援計画(H27~31年度)」が策定されています。この中で、長谷川羽曳野学園については、多 くの具体的な課題が指摘されています。しかしながら、依然として対象者を大阪市民に限定する観点に留まり、施設所在の地域に目が及んでいません。従って、入所児童の社会的自立を育むために重要な取組であるべき地域交流を喫緊の課題として把握・分析することが志向されていません。地域資源活用の視点が抜けており、また所管の変更や施設種別変更の予定もあり、経営方針が安定していません。

2	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、 財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	\circ
	□経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	□経営課題の解決·改善に向けて具体的な取組が進められている。	

大阪市社会福祉審議会の答申および「大阪市こども・子育て支援計画(H27〜H31年度)」には、現状分析と課題を明らかにし、児童心理治療施設機能を強化した児童養護施設としての確立という方向が打ち出されています。そのビジョンにそって、平成28年度にその所管を教育委員会からこども青少年局に変更しています。しかしながら、そのようなビジョンに伴う具体的な課題や取組の詳細が、園長を含む職員の間で共有されていません。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと	計画が明確にされている。	第三者 評価結果
1)	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	С
	□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	口中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

[- 4 · . L]

中長期計画は、大阪市こども青少年局において策定されており、平成30年度に施設の改修整備が行われるとのことですが、その具体的内容が職員にも明らかに示されていません。また児童心理治療施設への施設種別変更に備えた 人員配置等、組織改革の計画など、中長期的なビジョンを明確にできる状況ではありません。

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されてい	る。 c
口単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度におけ 具体的に示されている。	トる事業内容が
□単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定するこ 実施状況の評価を行える内容となっている。	となどにより、

【コメント】

児童心理治療施設への施設種別変更方針に沿って、平成30年度の施設改修の実施や、大半の職員に任期付職員を採用としているなどの計画が実施されていますが、肝心の養育・支援に係る事業計画の策定に結びついていません。 平成28年度の事業計画を精査したうえで平成29年度の事業計画を策定したとのことですが、単年度事業計画は中長期ビジョンを踏まえて作成すべきものです。養育・支援に係る事業計画を実効性あるものに策定するためには、中長期計画の詳細を明らかにして、単年度計画にどう結び付くのかを、園で共有することが求められます。人材確保とその資質向上という目標が年度計画にあげられていますが、十分な成果には至っていません。

(2)	2) 事業計画が適切に策定されている。			
		1)	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
			□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
			口計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
			口事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	\circ
			口評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
			□事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を	

平成28年度の事業計画を精査したうえで、予め定められた時期、手順に基づいて平成29年度の事業計画の策定が行われています。しかしながら、専ら園長が作成するにとどまっており、職員の参画や意見集約といった、組織的な仕組みが機能していません。また、前述のとおり、中長期計画とのリンクを明確に示すことはできておらず、事業計画の説明はされていますが、多くの職員は展望を持てずに不安を抱いています。

促すための取組を行っている。

② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促してし	いる。 c
□事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等いる。	手)されて
□事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方 て、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	法によっ
□事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知 工夫を行っている。	、説明の

【コメント】

事業計画は文書化していますが、子どもや保護者等に改めてわかりやすい文書を配布・掲示して説明する取組は実施していません。保護者会や子ども会を設置・活用し、組織的な周知の取り組みを行うことが必要です。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

<u> </u>	<u> </u>	ᆺᄭᅜ		
(1)	質の向上に	句けた取組が	組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
		1	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
			□組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施 している。	0
			口養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
			□定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三 者評価等を定期的に受審している。	0
			□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	·

【コメント】

大阪市目標管理制度に基づいて、職員一人ひとりの目標設定と達成度の評価が行われています。また、自立支援計画の作成・実施の取り組みの中で、個々の子どもの目標設定と達成度の評価を実施しています。しかしながら、養育・支援はチームワークの取組ですから、これまで以上に組織としてのより有効な仕組を構築することが重要です。

養育・支援の現場に携わる職員を任期付き採用だけでは充足する事ができず、特に不足する女子職員を市職員の配置で補っています。新任職員は必ずしも児童養護における養育・支援の任に精通する経験や資格を有するとはかぎらず、そうした職員に対する養育・支援技術の初任者研修が求められます。

2	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計 画的な改善策を実施している。	С
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	0
	□職員間で課題の共有化が図られている。	
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計 画を策定する仕組みがある。	
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	口改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の 見直しを行っている。	

【コメント)

目標管理制度により、組織の中の職員一人ひとりの評価結果に基づいて改善策を実施するとともに、自立支援計画の評価結果に基づき、子ども一人ひとりに対して新たな目標を設定するなど対応しています。しかし、大阪市社会福祉審議会の提言(平成22年)にも、学園の現状分析がされ、取り組むべき課題が示されています。また、前回の第三者評価や自己評価によって把握された課題が文書として残されています。ただ、前回の第三者評価については、所管の変更や近い将来における施設種別変更といったドラスティックな変革が提示される前のものです。こども青少年局の中長期ビジョンの具体的計画が明らかに示されないままの過渡的運営の中では、施設として取り組むべき課題の明確化や、その改善の取り組みを計画的に行うことは難しいのではないかと考えます。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が	が明確にさ	れている。	第三者 評価結果
		1	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
			□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
			□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明してい る。	
			□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、 会議や研修において表明し周知が図られている。	0
			□平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	0
『コメン	, k.1			•

園長の職務権限や責任については、大阪市の人事規程上明らかに示され、職員間で共通認識となっています。しかしながら、その役割と責任を広報誌や掲示物で表明していませんので、民間の児童養護施設における園長の位置づけとの違いが、第三者に理解されるものとはなっていません。また、施設における養育・支援の基本方針については、担当係長以下の職員に課題提起するにとどまっています。養育・支援の現場職員は、その経歴や専門的資質も多様であり、統一した指針による研修を伴っていないので、それぞれの経験を頼りに試行錯誤をしている状況にあります。市営の施設であることにより、施設運営の中長期ビジョンの策定や人事管理その他、本来は園長に付与されるべき権限が大幅に制限されています。

2	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	а
	口施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	0
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	\bigcirc
	口施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	\bigcirc
	口施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体 的な取組を行っている。	0

【コメント】

園長はじめ職員は全員大阪市の公職員であり、市の規定により遵守すべき法令等やコンプライアンスを正しく理解 するよう、研修や職員会議を通じて周知する取り組みは行われています。

	(2) 施設長のリ	ーダーシップ	プが発揮されている。	
		1)	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
			口施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っ ている。	0
			口施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組 を明示して指導力を発揮している。	
			□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自 らもその活動に積極的に参画している。	
			□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体 的な取組を行っている。	
			口施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図って いる。	0
			口施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めて いる。	0
	【コメント】			
	職員会議で研修も行っ は自ら職員研修を実施	ています。し されています	富であり、児童養護施設職員としての資質を向上すべき課題を強く認識 かしながら、任期付職員や配置になった本務職員への研修は不十分です。 が、養育・支援の質の向上について、職員の資質向上を図って児童養護。 具体的な取り組みが必要とされています。	。園長
		2	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	С
			口施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を 踏まえ分析を行っている。	\circ
			口施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の 働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
			口施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識 を形成するための取組を行っている。	
			口施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制 を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
l	【コメント】			
	れ、人員確保も難しい	中で就労環境	財務等の経営環境の分析は行っていますが、平成28年度に所管する局が の整備、職員のモチベーション向上などに指導力を持って取り組むこと 少傾向にあり、園は多くの課題を有していますので、園長にはより強い	が極め
	が求められる状況にあ	ります。職員	の多くが、園長の現場への直接コミットを期待しています。園長および	び3係長
			児童養護施設の現場を預かる責任者として、職員を護り、児童の最善の ることが求められます。	利益の
•	2 福祉人材の確	************************************		
	(1) 福祉人材の	確保・育成計	†画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
		1	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、 取組が実施されている。	С

(1) 福祉人材	の確保・育成計	画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
	1	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、 取組が実施されている。	С
		□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育 成に関する方針が確立している。	0
		口養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員 体制について具体的な計画がある。	
		口計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
		□法人・施設として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
		口各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	

2	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	□法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	□人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、 職員等に周知されている。	0
	□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成 果や貢献度等を評価している。	0
	□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を 行っている。	
	□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施して いる。	
	□職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい る。	
【コメント】	190	
大阪市の人事管理制度に基づき、	人事考課制度や自己管理制度が適用されています。しかしながら、大半の! を展望する事ができていません。任期満了後の就労環境をイメージできる! られます。	
(2) 職員の就業状況に配慮	gがなされている。	
1	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確 にしている。	0
	□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、 職員の就業状況を把握している。	\circ
	□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	0
	口定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に 設置するなど、職員が相談しやすいような施設内の工夫をしている。	
	□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	0
	□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	\circ
	口改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行して いる。	
	□人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づく りに関する取組を行っている。	
【コメント】		
ら、大半の職員は任期付職員であ	就労状況の把握や福利厚生の実施は、一定の水準を確保しています。しか るため、将来の身分保障はなく、またなにより施設種別変更後の養育・支 支援に対するパッションの持続を難しくしています。	
(3) 職員の質の向上に向け	た体制が確立されている。	
1	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	口施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための 仕組みが構築されている。	
	口個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員 一人ひとりの目標が設定されている。	
	口職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ た適切なものとなっている。	0
	口職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状 況の確認が行われている。	0
	□職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	0

【コメント】 大阪市職員条例や倫理綱領には、「期待する職員像」が示され、また、個々の職員の目標管理についても実施されており、年3回以上の上司との面談も組み込まれています。しかしながら、大半の職員は任期付職員で、将来展望が持てないなか、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとしてはその効果に疑問があります。

2	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研 修が実施されている。	С
	□施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	□現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中 に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	□策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	口定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	□定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

大阪市職員としてのコンプライアンス、服務および人権研修などは大阪市の計画において実施されています。しかしながら、児童養護施設における養育・支援の内容や目標を踏まえた専門技術や専門資格の取得を目指した研修が計画されている状況ではありません。毎月の職員会議後に1時間~1時間半にわたり、園長自身による内部研修が実施されていますが、計画的な実施であるとは言えません。外部から専門講師を招いた研修や外部研修を加えた、計画的な実施を期待します。

3	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
	□個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	0
	□新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	□階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要 とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	□外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	0
	□職員一人ひとりが、教育·研修の場に参加できるよう配慮している。	

【コメント】

施設では、個別の職員の技術水準、専門資格等の取得状況は当然ながら把握されていますが、任期付職員が多数であり、新任職員に対する研修や指導も適切には行われていません。無料の外部研修もあり、情報が提供され、必要に応じて職員を割り振って派遣もしていますが、それは年間10回程度で、職員一人ひとりの参加機会は保証されていません。施設種別変更の予定が迫っていますが、その計画の詳細は職員間に共有されておらず、職員一人ひとりの教育・研修に計画性を持たせることがそもそも困難です。外部研修に関する情報は提供されていますが、日常業務の職員シフトも切迫していて、参加ができていない状況です。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

1	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制 を整備し、積極的な取組をしている。	С
	□実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文 化している。	
	□実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	□指導者に対する研修を実施している。	
	□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

【コメント】

教育委員会が所管した時代は、学校およびその寄宿舎として、教育実習の場ではありましたが、教育委員会からこども青少年局に所管が変更されて以降は、児童養護施設として実習生を受け入れる体制が整っておらず、受け入れていません。

運営の透明性の確保 3

	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	С
□ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、 苦情・相談の体制や内容について公表している。	
□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況 について公表している。	
口法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・ 説明し、法人・施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や 広報誌等を配布している。	

長谷川羽曳野学園のホームページはなく、大阪市こども青少年局のホームページにも園の詳細な情報の公開はあり ません。大阪市民を対象とする福祉施策である事情で、園が所在する地域への広報は行われていません。大阪市立 の施設であるとはいえ、社会福祉施設とその所在地域との交流は重要なテーマであり、その意味で地域への情報公 開がないことは大きな課題です。今後の取組に期待します。

2	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	□施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知 している。	\bigcirc
	□施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	\circ
	□施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談 し、助言を得ている。	
	□施設における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に 確認されている。	\circ
	□外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを 行っている。	
	□外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

【コメント】

大阪市立の施設であり、その事務、経理、取引等に関するルールは明確であり、市の監査委員会、行政委員会の監 査や厚労省、会計検査院等の監査も実施されています。しかしながら、他の市機関同様に、外部の専門家の助言、 監査は行われておらず、経営・運営の取組は公正であると推定されますが、透明性が高いとはいえません。

地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確	保されている。	第三者 評価結果
1	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	С
	□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	口施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	□子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子ども のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	□学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	

子どもたちが通う長谷川小中学校の行事として、校外学習活動があるようですが、長谷川羽曳野学園として子ども と地域との交流を広げるための取組は、秋祭りの神輿担ぎやいくつかの招待行事がありますが、それらも地域から の働きかけに対する受身の対応にとどまっています。ただ、こども青少年局に移管してからは、行き先さえ言えば、比較的自由に買い物などに外出することができ、高校生については、学校の友人等が遊びに来ることもあります。より能動的な地域への働きかけを行うことにより、子どもの社会性を育むことを期待します。

2	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立 している。	С
	□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関 する項目が記載されたマニュアルを整備している	
	□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行って いる。	
	□学校教育への協力を行っている。	

ボランティアの受入れには、①地域の人的社会資源を受け入れて、養育・支援の質の向上に資する、②地域に福祉人材を育てて地域福祉に寄与する、③閉鎖的になりがちな施設に外部の目を入れる、という3つの意義を求めるものです。学校教育への協力とは、学童へのボランティア教育・福祉教育及び職場体験などを施すことを言います。長谷川羽曳野学園では、地域住民の協力を得て裏山の整備をしていることや、園の入所児童しか通学していない長谷川小中学校と密接な連携を持っていますが、ボランティア等の受入れに対してその基本姿勢を明確にし、体制を整備して計画的に実施する必要があります。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

1	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資 源を明示したリストや資料を作成している。	0
	□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	\circ
	□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	0
	□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な 取組を行っている。	
	□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、 地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

大阪市立の施設であり、連携が図られている関係機関は大阪市関連の機関が主であり、所在地域の機関としては、 緊急時対応に必要な、警察や消防の他、保健所その他に限られています。子どもの社会性を育むためには、養育・ 支援の全般に亘って、より多くの社会資源を地域に確保して連携することが求められます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

1	26 施設が有する機能を地域に還元している。	С
	□施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。	
	□施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を 開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
	□施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
	□災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに 貢献している。	

【コメント】

これからの社会福祉施設は、施設が有する物的・人的資源を活用して、地域住民との交流、地域住民の生活に役立 つ講演会や研修会等の開催、地域ニーズに応じた多様な支援活動、災害時の地域における役割等の確認など、地域 福祉の推進に寄与しようとする取り組みが必要です。

2	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	С
	□施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
	□民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉 ニーズの把握に努めている。	
	□地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じる 機能を有している。	
	□関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	□把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない 地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	□把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	·

【コメント】 施設が有する物的・人的資源を活用して、地域福祉ニーズに応える公益的な事業・活動は行われていません。社会福祉事業者は進んで地域の福祉課題に応える公益的事業に取り組むことが求められています。大阪市立の施設であるとはいえ、市外に立地しながら大阪市民に限った福祉事業に留まっている問題は3年前の第三者評価においても指摘されていますが、未だ検討段階の域を出ていません。今後の取組に期待します。

適切な養育・支援の実施

子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	
□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員 が理解し実践するための取組を行っている。	0	
□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職 員が理解し実践するための取組を行っている。	0	
□子どもを尊重した養育・支援実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標 準的な実施方法等に反映されている。		
□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施して いる。	0	
□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 【コメン・ト】		

理念や基本方針には、子どもを尊重した養育・支援の方針が明示され、職員会議において園長からその趣旨が説明されています。しかしながら、子どもを尊重する養育・支援についての考え方が、まだまだ共有されておらず、組織的な共通認識とする取り組みが必要です。

2	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の 実施が行われている。	b
	□子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理 解が図られている。	0
	□子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職 員の理解が図られている。	\circ
	□子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者 としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュ アル等について、職員に研修を実施している。	_
	□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	□子どもや保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
	□規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
	□不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	

子どものプライバシー保護の考え方と、未成熟な子どもの健全な育成を支援するために必要な管理的(指導的)関わりのせめぎ合いは難しい課題です。適切な養育・支援を実施するうえで、マニュアルの整備と理解の徹底は欠かせません。大阪市立の施設であり、当然ながらプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関する規程は整えられていますが、児童養護施設においては、例えば一時帰宅後の手荷物に不適切なものの持ち込みがないかを、子どものプライバシーを侵害しない手法で確認する必要もあり、マニュアルの規程はこうした機微に及ぶものではありません。また子どもや保護者等へのマニュアル周知はされておらず、一部職員にあってはマニュアルの存在さえも認識されていません。施設のハード面においては、居室内については家具等で個人的スペースを形成するような配慮をしたり、共用部分においても、子どもが一人になれる場を整えるなど、子どものプライバシーを保護する取り組みを行うよう期待します。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

1	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	С
	□理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備して いる。	0
	□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるよう な内容にしている。	
	口施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。	
	口見学等の希望に対応している。	0
	口子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	

r-

理念・基本方針や施設概要を記したパンフレットが用意されています。入所前の見学にも、依頼があれば対応しています。しかし、入所の手引きはまだ素案が作成された段階です。日々のくらしの日課表は掲示されていますが、 生活のルールや規程は子どもに周知されていません。「子どもの権利ノート」の配布もなく、児童養護施設におい て養育・支援を利用するための適切な情報提供を、子どもや保護者等により積極的に行う必要があります。

2	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやす く説明している。	С
	口養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
	口養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等がわかりやすいように工 夫した資料を用いて説明している。	
	口説明にあたっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	口養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその 内容を書面で残している。	
	口意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な 説明、運用が図られている。	

【コメント】

「入所の手引き」や「生活のしおり」は未完成の状態です。養育・支援の開始時、子どもは居住地(大阪市)から遠く離れた施設に移送される中で、緊張を募らせていますが、園舎の構えや招き入れられる応接室の設えは公共施設然として堅く、子どもの緊張をほぐすものではありません。院内教育の特性上、措置児童は学習面に配慮を要する子どもが多く、コミュニケーションに課題のあることが多いとのことですが、であればいっそう和んだ環境を設え、わかりやすく理解を求めるための工夫が求められるところです。

3	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に 配慮した対応を行っている。	b
	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	0
	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順 と引継ぎ文書を定めている。	\circ
	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や 窓口を設置している。	\circ
	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者に ついて説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

平成28年度に、こども青少年局に移管された後、高校生が在籍しています。学園では中学卒業時に、①他園への措置変更、②家庭復帰、③在園して高校や特別支援学校へ通学する、を選択できるようにして、養育・支援の継続性に配慮した取組を始めたところですが、ようやく端緒についたばかりです。他の施設や地域・家庭への移行にあたっては、大阪市児童福祉連盟が作成した引継ぎ文書を活用しています。退所後も子どもや保護者等が相談できる窓口としては、家庭支援相談員を1名配置して、各々のケースに対応する体制としています。

(3)	子どもの満	足の向上に努	fめている。	第三者 評価結果
		1	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	С
			口子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
			□子どものへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
			□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	0
			□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
			口分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	

【コメント】

本園は、子どもの在籍人数に対して施設の規模・設備や人員配置も豊かであり、衣類や遊び道具、おやつの供与も潤沢です。教育委員会が所管していた時代は、教育的指導によっていましたが、所管局が移管されて後は、園の方針として、子ども本位の受容的支援が実施され、子どもたちはのびのびと生活して大いに満足しています。ただ、それらは子どもの満足に関する調査に基づいたものではありません。一部の職員には、行き過ぎた"思い入れ支援"も見られ、子どもの自立を支援し、最善の利益を目指すうえで、職員と子どもの関係性を再考すべき課題があります。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

1	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	□苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	\circ
	口苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや 保護者等に配布し説明している。	
	口苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	口苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。	\circ
	口苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ず フィードバックしている。	0
	□苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	口苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【コメント】

大阪市直営社会福祉施設における苦情解決体制整備要綱に基づく苦情解決体制や学園の要綱に基づく意見箱設置など、その仕組は確立しています。しかしながら、意見箱についても、投函された内容が検討され対応が図られた事案がありましたが、その後の活用は低迷しています。適切な苦情解決の仕組が確立して機能するためには、子どもや保護者等に対してより積極的な周知が必要です。

	2	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	С
		□子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べ ることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
		□子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取 組を行っている。	
		□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント】	-		

意見箱を設置するなど、子どもが意見を述べやすい環境整備に着手していますが、複数の相談方法や相手を自由に 選べることなどをわかりやすく伝える文書の作成・配布や、相談しやすい環境の整備が必要です。

3	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について 定めたマニュアル等を整備している。	
	□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
	□職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べ やすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	\circ
	□意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を 行っている。	\circ
	□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速や かに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	□意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【コメント】

職員は、日々の養育。・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいよう配慮し、取り組んでい ます。意見箱も設置され、迅速な対応がなされました。しかしながら、子どもたちにはそうした取り組みが十分理 解されていません。子どもたちがより相談しやすく意見を述べやすいような環境づくりに職員全体で取り組む必要 があります。

(5)	安心・安全	な養育・支援	髪の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
		1	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント 体制が構築されている。	b
			□リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
			口事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、 職員に周知している。	0
			口子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
			□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防 止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
			□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	0
			口事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見 直しを行っている。	

学園独自の「危機管理の手引き」が、1年間の検討期間を経て最近(H30.2)策定されました。リスクマネジメントにかかる、予防・防止・対応の総合的なマニュアルとして職員にも周知が図られています。しかしながら、委員会 設置などの明確な組織化がまだできていません。子どもの安心・安全を脅かす事例は養育・支援の日誌に事実関係 のみの記載が散見され、それぞれ個々に要因分析や再発防止策の検討をしているようですが、そのような取り組み を次に活かす資料とするためには、「ヒヤリハット報告書」として組織的に記録に残し収集することが大切です。

2	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	0
	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	0
	□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等 を開催している。	
	口感染症の予防策が適切に講じられている。	0
	□感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	0
	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	

前述の「危機管理の手引き(H30.2)」に、感染症対応マニュアルがあり、具体的な予防・防止・発生時の対応策を 定めていますが、委員会を設置するなど、組織的かつ定常的な対応を強化する必要があります。特に、感染症対策 は異なる職種や部門間の緊密な連携が必要とされますので、その時々の職場状況に合わせた検討・協議の場が必要 です。

3	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行って いる。	b
	口災害時の対応体制が決められている。	\circ
	□立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、養育・支援を継続するため に必要な対策を講じている。	\circ
	□子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	\circ
	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	\bigcirc
	□防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団 体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	

【コメント】

H30.2に長谷川羽曳野学園の「危機管理の手引き」が策定され、その中に地震・風水害・津波への対応が、勤務時間中・時間外の発生の別に詳細に記されています。非常時の連絡体制および安否確認の方法を定め、職員に周知しています。消防・防災計画を策定し、地元消防組合にも提出されています。今後は、柏原市所在の施設として、地元自治会や公益活動団体ほか周辺機関との具体的な連携をはかることができるよう、より多重的・積極的に取組んでいく必要があります。

2 養育・支援の質の確保

	及日	人」及り	女の唯体		
(1)	を育・支援 ・	の標準的な実	尾施方法が確立している。	第三者 評価結果
			1	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が 実施されている。	С
				口標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
				□標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
				□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
				□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
1 T —	J . L	1		_	

【コメント】

2年前の局移管に伴って職員体制も大きく変わり、教育的指導から福祉的受容・支持へと養育方針も転換されました。この間、現場では職員個々に試行錯誤が続いており、まだ養育・支援について標準的な実施方法の文書化(マニュアルの作成)は適切に行われていない状況です。

Γ	2 41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	С
		養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設 定められている。	
		養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
		検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
		検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕 みになっている。	
【コメント】	•		
よって議論が活性化してい	いるところとそ ていくことがオ	等、養育・支援のノウハウを集約する場は設定されていますが、フロスとうでないところがあります。組織全体としての取組とし、まずは望まなめられます。そもそも、統一したマニュアルの作成がないので、その	ましい
(2) 適切なアセス	メントにより	自立支援計画が策定されている。	
		2 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定して いる。	b
		自立支援計画策定の責任者を設置している。	\circ
		アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	-	部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
		自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。	\bigcirc
	(和	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員 重別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ - 順を定めて実施している。	0
	_	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築 れ、機能している。	
		支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行わ 、ている。	
【コメント】			
		員と上司、それに心理療法担当職員も加わったケース会議等で把握され	
れに基づいて個別の自立す	支援計画が策定	Eされています。しかし、2年前の所管局変更後に職員の大半が入れ替	わって

子ども一人ひとりのニーズは、担当職員と上司、それに心理療法担当職員も加わったケース会議等で把握され、これに基づいて個別の自立支援計画が策定されています。しかし、2年前の所管局変更後に職員の大半が入れ替わっており、職員の経験値も浅く、職員個々による積極的な取り組みが求められています。支援困難ケース等への対応について、より適切な自立支援計画を策定するために、職員個々の資質を向上させるとともに、必要に応じて外部人材の投入も検討する必要があります。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
□自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、 どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
□見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を めて実施している。	
口自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
□自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき 項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の同 上に関わる課題等が明確にされている。	

【コメント】

自立支援計画は、職員会議等で計画の実施・作成等にかかる日程を含めた指示等を行い、組織的・定期的に実施することとしていますが、29年度は、計画的な実施ができておらず、結果的に随時の見直しとなっています。その時期や見直しの手順等の組織的仕組を、現実に実施できるような、現場での認識と取り組みが必要です。また、自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容など、養育・支援の質の向上に関わる課題が明確にされて、養育・支援の質の向上に結び付く積極的な取り組みがなされることが求められます。

(3)	養育・支援の	の実施の記録	录が適切に行われている。	
		1)	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職 員間で共有化さている。	b
			□子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し 記録している。	\circ
			□自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認する ことができる。	0
			□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や 職員への指導等の工夫をしている。	
			口施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
			口情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
			□パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	\circ

パソコンのネットワークシステムが利用され、養育・支援の実施状況は統一した様式で記録されています。しかしながら、記録要領の定めはなく、随時の指導に依っている状況のため、記録内容や書き方に差異が生じないような工夫が必要です。行政機関としての学園では、情報の記録・伝達の基本は紙ベースとされており、朝・昼の引継ぎ時の"連絡ノート"や指導日誌を媒体として情報伝達している状態です。一方、養育・支援にかかる情報をタイムリーに記録し、職員の共有をはかるとともに、養育・支援の質の向上に資するデーターとして活用を図る観点で、パソコン記録方式の導入は、その意義が大きく、適切に活用できる仕組みの確立が必要です。

2	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に 関する規定を定めている。	\circ
	□個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されてい る。	0
	□記録管理の責任者が設置されている。	\circ
	□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行わ れている。	0
	□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	\circ
	□個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	

【コメント】

大阪市における公文書管理条例、個人情報保護条例および情報公開条例に基づき、記録の管理は適切に行う体制が確立しています。個人情報の保護にかかる取り組みについては、子どもや保護者等に対してより丁寧な説明努力が求められます。

内容評価基準(41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1)	子どもの尊	重と最善の和	刊益の考慮	第三者 評価結果
		1)	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員 が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
			口養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているかを、振り返り検証 する機会が設けられている。	0
			□子どもの養育や成長にとって何が最善なのかを、職員間において常に話し合え る環境にある。	0
			□職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。	0
			□受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。	
ブコメン	. L 1			

子ども本位の養育・支援の基本として、園の運営方針は①家庭的養護の推進、②安心安全な生活環境の保障と心身 の健全な育成、③社会的自立、④家族との再統合、そしてそれらを実現するための手段として⑤人財育成と職員の 専門性向上、を掲げています。それらの理念は、職員間で共有され、これを基に、最善の利益の確認・検証、職員 間協議、スーパーバイズが行われているところです。しかしながら、受容的・支持的な関わりは基本的なものであ り、きわめて大切ですが、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えていく必要があります。学園では生 活日課を守る、男女の境を設ける、といったこと以外のしつけが甘くなっており、個々の子どもの安全や安心、人権を守るといった最善の利益を尊重した取り組が求められます。一部職員の子どもに対する接し方の温度差もあ り、職員間で情報の共有化や議論を活性化し、時には職員が一致して毅然とした態度で臨むことも必要です。

2	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	С
	□子どもの発達段階等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	\circ
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを 行っている。	

【コメント】

子どもの出生や生い立ち、家族状況に関する情報は職員間で共有されていますが、子どもの理解能力や保護者等の 願望など、慎重を期する必要性があって、子どもに、その出生や生い立ちを適切に知らせる取り組みを積極的には 実施していません。しかし、退所後の家族関係の再構築のためは勿論、本人が強くいきる力を育むためには消極的 であってはなりません。ライフストーリーワーク(LSW)の手法導入が望まれますが、これは確かに難しい課題 であり、安易な実施は子どもの心理を大きく揺るがせるリスクを含んでいます。しかし、だからこそ、そのとき傍 に信頼できる大人がいるかどうかが重要になります。普段から1人ひとりの子どもと本気で向き合っていくために も、職員の養育・支援の技術を向上するための研修や、子どもの最善の利益を追求する理念についての共通理解が 求められます。

(2) 権利についての説明

1	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやす c C	
	□定期的に全体の場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明して いる。	
	□権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、施設生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
	□年齢に配慮した説明を工夫している。(例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会)	
	□定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
	□子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないことまた、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、 ○ 日々の養育の中で伝わっている。	

子どもが、自身の権利意識を持つことこそが、自尊感情と他者への尊重の原点となるものです。職員はそれぞれに 見識を持って、権利について正しく理解できるようわかりやすく説明し、子ども本位に養育・支援に取組んでいま すが、子どもたちは権利ノートの存在も認知しておらず、組織として積極的な説明の取り組みはなされていませ ん。「子どもの権利ノート」あるいは、それに代わる資料を活用し、年齢に配慮しつつ、権利について理解を深め るように定期的に説明されることを望みます。

(3) 他者の尊重			
		A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への 心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
		□基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが 個別的にふれあう時間を確保している。	0
		□喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的 には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。	0
	į	□日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、 協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。	0
		□年下の子どもや障がいのある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思い やりの心をもって接するように支援している。	
【コメント】			
の環境下においては残念な ていません。また、職員個 は、人格の尊厳や自他の格	がら多くの 間々の能力に 種利を尊重で	援に努めており、子どもたちも信頼感を寄せています。しかしながら、 人たちとの触れ合いを通して他者への心づかいが育まれるような支援が 任せているところが大きく、バラつきが生じていることも否めません。 きる人間性を養い、将来の自立をめざした、社会性育成の取り組み等、 されな仕組みづくりが望まれます。	ができ 。今後
(4) 被措置児童等虐			
		A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為 を行わないよう徹底している。	С
		□「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に 処分などを行う仕組みが行われている。	
	1	□被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を示して、 日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。	
	ļ	□被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童 相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処すること が出来ている。	
【コメント】			
大阪市職員基本条例に処分	対規定を含む	詳細な取り決めがあります。被措置児童等虐待防止マニュアルにも具作	<u>本の対</u>

大阪市職員基本条例に処分規定を含む詳細な取り決めがあります。被措置児童等虐待防止マニュアルにも具体の対 応が明示されています。職員は全員が市職員であり、当然にこうした規定を遵守することが期待されており、園長 も会議や研修等でその周知を図っていますが、不適切対応を疑われる事例が報告されています。今後は、研修等を 通じて、いかなる被措置児童等虐待等の不適切な対応を伴わない、支援技術の習得を図る取り組みが求められま す。

	2	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
		□不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその 原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳 正に処分を行うような仕組みがつくられている。	0
		□不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告すること が明文化されている。	\circ
		□暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体 的な例を示し、職員に徹底している。	
		□不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	
		□不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	
L		□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設け ている。	

【コメント】

本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為を含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取り組みを評価するとされています。学園では子どもに対する不適切な対応について、規程通り当該職員と子ども双方から事情を聴き取り、市へも報告されています。しかし、市当局の調査にも時間を要しており、迅速な処分や経過の周知、再発防止の取組が明確に行われていません。また、こうした取組について、子どもにも周知し、子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法を学ぶ機会が設定されることが必要です。過ちを未然に防ぎ、超えてはならない一線を守ることは、子どもの権利擁護は勿論、組織の存続と職員の権利を護る上でも重要であり、組織としての徹底した取組が欠かせません。

_			
	3	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ 誠実に対応している。	b
		□被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備され、か つ日常的に活用できるようにしている。	0
		口被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	\circ
		□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の 意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができている。	0
		口被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、 説明しているとともに、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができ るようにしている。	
【コメント】			
大阪市マニュアルに従し リーフレット「あなたへ が、大阪市では、そうし	への大切なおst いった取り組み	成実な対応に務めています。しかしながら、大阪府では児童養護施設版! 知らせ」を用意して、被措置児童等虐待防止のための取り組みを行って! みはなされていません。学園においては、これに代わるようなわかりや ⁻ 守る取り組みが望まれます。	ハます
(5) 思想や信教の		i	
	1)	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。 	а
		口子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	\circ
		□施設において子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分では ない。	
		□保護者等の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	\circ
【コメント】			
特段の規定を明文化して 損なうことのないようst		子どもや保護者等の思想や信教の自由は守られ、子ども一人ひとりの様	権利を
(6) こどもの意向	句や主体性へ	の配慮	
	1)	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
		□入所した時、温かく迎える準備をしているなど様々な工夫を凝らし、受け入れに ついて施設全体で行っている。	
		□被虐待体験だけでなく、子どもの分離体験に関して施設側が理解し、配慮している。	0
		口分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。	\bigcirc
		□入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めており、定期的に見直しを行い、実践している。	
【コメント】	N. TELIFE 2+ 4EL NUR	からようじょ のとのとったたい こせょ て中成と四切し ぶはしゅて しょし	+-1∞ ı
ています。廊下等の壁面れています。しかしなが	面には、子ども がら、「入所の 安を理解し受け	職員が子どもの心のケアを行い、また不安感を理解し受け止めるように もたちの作品も掲示し、公共施設然とした固い雰囲気を和らげるように の手引き」はまだ素案が作成された段階です。子どもと保護者等との関行 け止め、子どもの意向を尊重しながら学園生活を送ることができるように	エ夫さ 系性を
	-		
	2	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
		口生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。	0
		□生活日課や生活プログラムは子どもとの話し合いを通じて策定している。	0
		□子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会 を日常的に確保している。	
【コメント】			

女子棟では月に1回「女子会」と称してこども会議を行っています。そこでの議題はもっぱら余暇の過ごし方について議論することが多いようですが、決められたことは守るように職員も支援を行っています。一方、男子棟では低学齢児の在籍が多く、また概してコミュニケーションが苦手な傾向もあって、そのような話し合いの会は成立していません。職員は、例えば一緒に入浴するなどの日常生活の中で「安心、安全、気持ちよく」をキーワードとした共生の意識を育んでいます。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
ロー人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの 意見を反映させ、適宜改変している。	
□図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。	
□子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫がされている。	
□活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。	
口行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。	0
□子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。 る。	`
【コメント】	
各居室にはテレビが設置され、遊びの部屋には各種ゲームや漫画が豊富に用意されており、自己選択できるな環境は潤沢に整えられています。また、日課の設定も比較的自由です。しかしながら、日常生活が基本的園と隣接する長谷川小中学校だけの生活となっています。余暇において、自由な時間を過ごすことだけでな	には学
立へ向け、新しい体験や自己肯定感を高め世界を広げるような活動、子どもの主体性を尊重しつつ支援する みが望まれます。	取り組
② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
口小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している。	
□大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど物の値段の相場や、st 銭感覚が身につくよう支援している。	
口自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。	-
口児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。 る。	, O
【コメント】	
子どもの学齢に応じて決められた小遣いが与えられ、小遣い帳をつけて自己管理ができるように支援してい年4回の買い物の日は購入品目に優先順位をつけ、自身で購入するように職員は見守りながら支援を行ってす。余ったお小遣いは貯金するようにアドバイスも行っています。今後、在籍する高校生には、自立に向けなる経済観念がつくような支援プログラムの策定と実施を期待します。	いま
(8) 継続性とアフターケア	
① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ること ができるよう復帰後の支援を行っている。	b
口家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。	0
□家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。	
□家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。	
□家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。	
【コメント】	
必要に応じて、担当職員や家庭支援専門相談職員が、園の行事や面会等を通じて、一時帰宅の仕方や家庭復生活について、保護者等との相談に応じています。しかしながら、家庭復帰後の支援までには至っていないす。児童相談所の児童福祉司と連携を図り、相談記録を作成し誰でも相談に応じることができる仕組みづく待します。	状況で

2	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続 や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	С
	□高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもなどについて措置継続を行い、自 立に向けた支援を行っている。	
	□措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。	
	□高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	

長谷川小中学校に併設されてきた本園は、長く小中学齢児童に限定された児童養護施設であったため、中学卒業と ともに他園に措置変更されるのが常で、措置継続等は行われていませんでした。所管がこども青少年局に移管され た昨年、その規定は改められ、高校生が在籍しています。しかしながら、その支援方法については手探り状態で 行っているのが現状です。できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、組織的な支援の仕組づくりが早急 に行われることを望みます。

3	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービング ケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	口子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行って いる。	0
	口退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	0
	□退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	口行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを 行っている。	0
	□本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	·
	□退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機 会を設けている。	·

【コメント】

職員は日々の養育支援の中で退園後の生活が困難なものとならないように話をしています。退園後の相談窓口は設 けていますが、積極的な支援には至っていません。児童の退園後は児童相談所の児童福祉司が支援の中心を担うこ とも困難な状態であり、退所先の地域や要保護児童対策協議会とも連携しながら、学園は率先して積極的な支援に 取り組む必要があります。以前は長谷川小中学校で卒業生の同窓会も開催されていたようですが、現在は卒園児童 は長谷川小中学校の学園祭等に参加するにとどまっていて、学園の在籍児童や現在の職員との積極的な交流はでき ていません。

A-2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の基本		第三者 評価結果
	1	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け 止めている。	b
		口職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解 し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	
		口子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理 解している。	
		口子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
		口子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	0
		口子ども達に職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じ られる。	

子どもが表出する感情や言動の受け止めについては、心理療法担当職員の助言を得ながら、各職員が、子どもの特 性を見極めて対応しています。しかしながら、職員の何気ない指示言葉が、子ども本人にとっては強制や攻撃と受け取られる場合があり、言葉の断片に過敏に反応するなどの傾向も見られます。職員は、そのような子どもの特性 を理解して、子どもの心を読み取ろうと務めていますが、支持的な態度で寄り添おうとする姿勢が、必要な"大人 的管理性"を甘くし、ある場合は逆転移ともいうべき行き過ぎた養育・支援に至るケースもあるようです。子ども との信頼関係の構築が最も大切であり、しかも子どもの理解や受容しているということが、子どもにきっちりと伝 わっていることが重要です。中学生以上の子どもたちは職員と深い関係を結ぼうとしていません。任期付職員だと いうことをよく理解しており、ドライに割り切って接しています。「相談相手は友達」という意見が多く聞かれま した。

		117 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを 通してなされるよう養育・支援している。	а
		コ子ども一人ひとりの基本的欲求を把握している。 	\circ
		コ基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	0
		□高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なもの となっている。	\circ
		コ子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じ て柔軟に対応できる体制となっている。	\circ
	i i	コ基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を 確保している。	\circ
] では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	0
【コメント】	-		
長谷川羽曳野学園では、在	籍児童数に	対して施設や設備のハードや物品の供与、並びに人的配置等は、他の『	園に比
		た環境にあり、生活権の欲求が満たされています。また、日課も比較的	
		には一定の裁量権が許されていて、子どもと触れあう時間が確保され ⁻	
す。子どもの人数が少ない	ので一人ひ	とりに目が届くはずです。大人との関係性について子どもが求める欲え	求を充
足するよう、さらなる取り	組みを期待	します。	
	3 A	118 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自	
		ら判断し行動することを保障している。	b
	- -		
		コ子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が テうように見守ったり、働きかけたりしている。	0
	[コ職員は必要以上の指示や制止をしていない。 	0
		コ子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等 の声かけを適切に行っている。	
		コつまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必 要に応じてフォローしている。	
		コ朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職 員の配置に配慮している。	
【コメント】			
言える最低限のマナーを教	えようとし の生きるカ	容認しつつ、必要な学力指導を保障し、きちんと挨拶ができ、ありが。 ています。しかし、ほとんど学園と学校だけに限られた生活環境のなれ に結びつくものかどうか定かではありません。子どもたちの得意を見て も求められます。	かでの
	(4)	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
		□施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されてい る。	
	<u> -</u> .	コ日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。 必要性があれば可能な限りニーズに応えている。	\circ
		コ幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用 意、利用されている。	\circ
	j [コ学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報 交換ができている。	
		コ子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされて いる。	
	j		

【コメント】 在籍児童は平成30年3月13日現在、小中高校生合計17名です。幼児がいないので保育や幼稚園への就園はありません。併設する小中学校は園の児童だけで、近隣の学校との交流もほとんどないのでクラブ活動等は限られています。図書(主に漫画)、玩具・遊具は潤沢に用意されています。卓球台やバスケのゴールもありますがあまり利用されていません。夜勤のアルバイト学生がボール遊びや勉強につきあってくれています。自転車での外出が比較的自由に認められています。子どもたちには特段の不満はない状況です。

□子どもの学びや遊びを保障するための、資源(ボランティア等)が充分に活用さ

口幼稚園に就園させている。

れている。

5	A20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、 社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援 している。	b
	□職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気で秩序ある生活が 営まれている。	\circ
	□普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	\bigcirc
	□施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。	0
	□見やすくわかりやすい掲示物など、子どもが社会生活を営む上での必要な知識 や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。	

大多数の職員の指示や声掛けは適切であり、子どもたちも集団生活のルールに従って秩序ある生活が営まれています。しかしながら、職員のチームワークに一部乱れも見られ、子どもたちに模範を示していると言えない面もあります。また、地域社会への積極的参加がないので、社会性の向上には課題が残ります。

(2) 食生活

_			
	1	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
		口食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。	0
		□無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
		口食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれている。	\bigcirc
		口食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として 機能するよう工夫している。	\circ
		□陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を おいしく食べられるように工夫している。	
		□クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく という食事の適温提供に配慮している。	0
		□施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。	0

[コメント]

大食堂での食事です。朝・夕は園の食事として男女が分かれて職員とともに食事しますが、平日の昼食は同じ場所でありながら学校給食として、小学校グループと中学校グループに分かれて(男女混合)、学校教諭がこれに加わり、園の職員は同席しません。各グループで食事の開始・終了時間が定められています。食事終了時に一斉清掃するので、清潔は保たれますが、食事時間が家庭的生活の一部という感はありません。個人別の食器や箸などの使用もありません。ただ、職員も同席して食事をしており、コミュニケーションの場としては機能しています。子どもが楽しく食事が出来るように食堂への通路の壁には子ども達と栄養士が一緒になって作った、お花や動物の可愛い切り絵が飾られています。食堂内の掲示板には週間献立表や食品の栄養効果を分かりやすく表したパネルも貼られています。子どもの誕生日には、好きなメニューをリクエストすることができ、子どもは楽しみにしています。食材の保温什器があって、適温給食はできています。

2	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
	□配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした 食事を提供している。	0
	□定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが 献立に反映されている。	
	□子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体 調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。	0
	□少数の子どもを対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮の こもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。	

【コメント】

学校給食となる平日の昼食を含めて、栄養士が栄養管理を担っています。嗜好調査はしていませんが、栄養士が残食状況などを観察して把握しています。しかし、好き嫌いについては安易に対応していません。子どもたちもそれに順応して頑張って食しています。前回の第三者評価で、夕食後の食器を水に浸しておき翌朝洗浄する事が、衛生上問題であると指摘されたところですが、その日のうちに洗浄するよう、改善されています。

3	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
	□食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。	
	□日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。	0
	□食品分類やおやつの摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。	\bigcirc
	口偏食の指導を適切に行っている。	
	□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。	
	口買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。	
	□箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。	
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。	
	ロテーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。	\circ

食堂には、食材に係る情報提供がされています。さらに、ひな祭り、七夕さん、お正月などには季節感や伝統料理に気を配られ、食文化の継承にも努められています。食後の後片付けは子どもたちが行っていますが、食器洗いはしていません。調理担当職員は全員が非常勤職員であり、子どもたちとともに調理をすることはありません。栄養士の勤務時間の都合もあり、基礎的な調理実習をする機会は春夏の休暇時に限られています。食器のつかい方などは、子どもそれぞれに自己流であり、マナー教育はできていないようです。食材の購入は栄養士が業者発注しており、子どもたちが買い物行動に参加する機会はありません。

(3) 衣生活

1	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じ て適切に自己表現できるように支援している。	b
	□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	0
	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、 十分な衣類が確保されている。	0
	□靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応 している。	0
	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣 習慣を習得させている。	
	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	
		0
	口発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	0

[コメント]

春夏秋冬の年4回、子どもたちは決められたお小遣いを持って自由に衣類を選択して購入する機会があります。衣類は各季節にあったものが必要量確保されており、着用の状況も適切であると評価できます。ただ、洗濯やアイロンかけ、整理・保管などの行為は、性別・年齢によっては必ずしも子どもの見えるところで行われておらず、衣習慣を習得させるものとはなっていません。日常的な家庭仕事の一つとして、自然に衣習慣の習得に繋がる取組を期待します。

(4)	住生活			
		① A	25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
]庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。	0
]室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。	
]食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になる う配慮している。	
]トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。	
]必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	0
			l設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。破損箇所に	

【コメント】 施設の清掃は、子どもたちも参加して行われ、きれいに整美されています。食堂は清潔に保たれていますが、大食堂となっているので家庭的雰囲気ではなく、何らかの修景の工夫を要します。食堂を含め、各居室その他に、花や

理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

ついては必要な修繕を迅速に行っている。

2	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	С
	□小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	
	口リビングや居室は子どもが安心していられる場所になるような配慮がされてい る。	
	□中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	
	口年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。	\bigcirc

□発達段階や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整

 \bigcirc

【コメント】

大舎制の寮舎構造となっており、子どもが一人になれる居場所が確保されているとは言い難い状況です。居室も2~ 3名の相部屋であり、収納が壁一面に設えられていて、室は畳敷きの大部屋であって、個別の空間が形成されていま せん。平成30年度夏に予定されている施設改修での改善が求められます。

(5) 健康と安全

(1)	A27 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について 自己管理ができるよう支援している。	b
	□常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄、生理等の状況 を職員がきちんと把握している。	\circ
	□手洗いやうがいの習慣が身に付くよう支援している。年少児については排泄後 の始末や入浴の介助をしている。	
	口洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り、耳そうじ等身だしなみについて、発達 に応じて自ら行えるよう支援している。また必要に応じて入浴やシャワーが利用で きるなどの配慮がされている。	
	口定期的に理美容をしている。	\circ
	□寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、衛生管理ができるよう支援している。また夜尿のある子どもについては、子どもの自尊心に配慮しながら支援している。	0
	口施設内外における危険箇所等を把握し、子どもの発達段階に応じて、危険物の 取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。	\circ
	口子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。	0

[コメント]

子どもの健康状態は担当職員により把握され、日誌等の記録により申し送りがなされています。衛生管理や身の回りのことが自分で行えるような支援は、子どもの発達に応じた方法で随時行われています。しかしながら、食前食後の手洗いや歯磨き習慣の指導が徹底していません。夜尿のある子どもに対しては他の子どもに悟られないように小声で会話をするなど、子どもの自尊心を傷つけないような配慮がなされています。自転車に乗る資格を与えるについても、テストにより交通ルールの理解度や自己管理能力を計ったうえで、許可するなどの安全対策が講じられています。施設内外の危険個所や危険物に対して日常生活の中で随時注意を促すなど、子どもの安全の確保に対しては職員個々の意識として配慮はされています。様々な問題を抱えている子どもたちへの支援という面で、対応マニュアルの整備や周知といった、組織的な対応を期待します。

2	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を 管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	0
	口あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。	\circ
	口健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から 注意深く観察し、対応している。	
	□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴の チェックを行っている。	
	□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【コメント】

嘱託医を中心に子どもの健康状態を把握し管理する体制が整備されています。服薬が必要な子どもへは、担当職員が服薬の状態を確認し、日誌に記録されています。健康上特別な配慮を要する子どもは、現在は入所していないとのことですが、今後に備え、医療や健康に関して幅広い知識の習得を目指し、職員による学習会の開催や施設内外を問わず研修に参加する体制づくりを期待します。

(6) 性に関する教育

1 A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。

□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。

□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達段階に応じたカリキュラムを用意し、支援している。

□必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。

【コメント】

子どもの性に対する正しい理解を促すための取組は併設する学校で行われているのみで、園内では男子と女子が接触する機会を少なくするよう配慮されている以外、特段の取り組みは実施されていません。様々な生育環境から自己否定感が強く、自分の性に自信を持ちにくい子どもたちに対して、単に問題を避けるのではなく、いのちの教育の一環としての性教育のあり方について、子どもたちだけでなく職員間でも学習会を実施するなどの検討が求められます。

(/) 日口短线切饰方	(7)	自己領域の確保	X
---------------	-----	---------	---

1)	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
	□子どもが小さい頃から、自他の境界線がわかるような支援方法を心がけている。	
	口身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	
	□個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。	\circ
	口紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。	\circ
	口個人所有の物は、でき得る限り子どもの好みを尊重している。	0
	口まだ字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。記名やマークは、でき得る限り子どもからの許可を得、 子どもが恥ずかしがらなくても済むような場所に留める。	0

[-426]

日用品など、子どもが使うものは基本的に個人所有とされており、子どもの好みを尊重しています。所持物には、できるだけ記名は避けていますが、それぞれの個性が表出されていて問題を生じていません。部屋には収納が個々に整備されており、良く整頓されています。しかし、畳の部屋に2~3人一緒に生活をしているため、自他の境界線を認識しにくい環境にあります。シャンプーなど一部の日用品は個人所有が認められていますが、前回の第三者評価でも指摘にあった食器類は、未だ個人所有のものを使用するには至っていません。現に男女それぞれが10名未満の規模であり、なお個別化の余地がありそうです。今後、改善策を講じられることに期待します。

2	A31 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返る ことができるようにしている。	а
	□子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないよう に写真等の記録の収集、整理に努めている。	0
	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができ、子どもの生い立ち の整理につながっている。	0
	□可能な子どもとは共に、成長の記録(アルバム等)を整理している。	0
	□アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることが できる。	0
	□子どもが施設を退所する時に、成長記録(アルバム等)が手渡されている。	0

【コメント】

子どもには、夕食後に日記をつけることが習慣づけられており、成長の記録を重ねて行くことができるとともに、自己表現力を育む取組があることは高く評価できます。職員の中から「写真係」が選任されており、誕生日会、クリスマス会などの記録が子どもに1年分をまとめて渡されています。子どもは自らアルバムを整理するようになっており、小学校低学年の児童には職員が手伝っています。アルバムの管理も、子ども自身が行っており、いつでも見て、成長の過程をふり返ることができます。1年分をまとめて渡すのではなく、もう少しきめ細かな支援を期待します。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応	
① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	0
□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動 上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その 都度、問題の影響を施設全体で立て直そうと努力している。	
□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修 等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴 力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を 見つけ出そうと努力している。	
【コメント】	
地域社会との交流が少なく、ごく限られた人間関係の中で、子どもたちに大きなストレスがないためか、繰り用量相談所や警察等と協議を重ねて事態を改善するほどの深刻な暴力・不適応行動は発生していませんが、暴力以外の不適応行動上の問題に対して、その都度職員の判断に基づいて対応がなされているのが現状で、関協力体制など施設全体として取り組む仕組みが構築されていません。意思の表現とともに文意の理解に課題が子どもは、一つの単語から心的パニックを起こすこともあります。心理治療の専門性を備えた援助技術の向かられますが、こうした懸案に関する職員研修も不足しています。また、子どもに問題行動があった場合の、としての判断や対応方法に職員間の違いがあって、一部職員との不協和に対する不安や不満に対しても解決をしていません。行動上の問題のある子どもの特性等について職員間で情報を共有し、連携して対応できるにしておくだけでなく、問題が発生した場合に速やかに解決される仕組みづくりが求められます。	暴力やのる 対しのる が は が が が で で が で が が が が が が が が が が が
② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施 設全体で取り組んでいる。	b
□人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。日頃から他人に対する 配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、子どもへ説明をしている。	
□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方に ついても点検を行っている。	\circ
□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	\circ
□課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となること から、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	0
口大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	
【コメント】 スジまたたけ脚して仲良くしていますが、さりとてけんかけ髪無でけなりません。そのとうた場合、瞬員ける	ナグロ

子どもたちは概して仲良くしていますが、さりとてけんかは皆無ではありません。そのような場合、職員はすぐには対応することを控えて様子を見守り、できるだけ自主的に納めるよう支援しています。また、職員は日ごろから暴力や不適切な行動は良くないということを示せるような態度で子どもに接しています。しかし、子どもが暴力、いじめ、差別などに遭遇した際に、どのようにSOSを出すのか、またSOSを受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制の整備が不十分です。子ども同士のいじめ等は、特段に発生していないとのことですが、万が一いじめや暴力が発覚した場合の対応について、職員間の連携や園長・係長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。

3	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性 がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
	□強引な引取りのための対応について職員に周知徹底している。	
	□引取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にな らないようにしている。	0
	□緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。	0
	□強引な引取りが考えられる場合、他の子どもへの安全についても配慮がされている。	

【コメント】

学園に対して保護者が強引な引き取りを働きかけるケースは、現在のところ発生していないとのことです。従って、そうした場合の対応を定めて職員に周知する取組や、他の子どもへの配慮は検討されていません。しかしながら、児童相談所の児童福祉司は担当替えがありますから、園としての主体的・継続的な対応も備えておくことを期待します。

(9)	心理的ケア			
		1)	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
			□心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援 プログラムが策定されている。	0
			□施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で 有効に組み込まれている。	
			□心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが 行われている。	\circ
			□必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。 	\circ
			□心理的支援を行うことができる有資格者を配置し、心理療法室を設置している。	0
			□児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を	

心理療法担当職員として長年の経験を有する職員を配置して支援を行っています。園では被虐待経験を有する児童が多く、その大半はネグレクトであり、"見捨てられ感"を強く持っています。心理療法担当職員はそうしたことを良く理解して、子どものカウンセリングに努めるとともに、職員への助言を行い、チームケアの重要性を伝えています。今後は対象となる子どもだけではなく、その保護者等への定期的な助言・援助を期待します。

行っている。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

1	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	口静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、学 習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	\circ
	□学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	□学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	\bigcirc
	口忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	□障害を持つ子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	\circ

【コメント】

長谷川羽曳野学園は、院内教育という、他の児童養護施設にはない特質があります。学園においても、各居室には勉強机はありませんが、子どたちが静かに落ち着いて勉強できるように学習室が用意されており、子どもたちもそこで勉強する習慣があります。子どもの状況に応じて併設する長谷川小中学校の先生に対応を依頼したり、高校生児童には支援学校高等部への通学も支援されています。しかしながら、学習に関することは、併設する長谷川小中学校や、子どもが通っている高校に任せている状態です。学園独自の主体的な取り組みとして、一人ひとりのニーズに応じた学習支援の体制づくりが求められます。

2	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援し ている。	b
	□早い時期から進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集 し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	\bigcirc
	口進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	0
	□奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。	
	口進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対 応している。	
	□中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な 社会経験を積めるよう支援している。	
	口高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて努力をしている。	

[コメント]

以前は教育委員会が所管する、長谷川小中学校の寄宿舎であったため、子どもたちは中学卒業と同時に退所を余儀なくされていましたが、所管が大阪市子ども青年局に変わり、学園から高校に通う選択ができるようになりました。今年度初めて学園から高校に通う子どもへの対応が始まったばかりですが、今年度末に卒業の子らは全員家庭復帰するそうです。中学3年になると、①学園に在籍して高校進学する②家庭復帰する③他園に措置変更されるの、進路選択が検討され、本人の希望はもとより、必要に応じて親や学校、児童相談所と連携を図りながら進路決定が進められます。学園としては児童の「最善の利益」に配慮しながら、可能であれば家庭復帰をめざした取り組みをしています。対象児童がいないこともあり、就労させながらの措置延長をしている児童はいません。

	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験 の拡大に取り組んでいる。	b
	□実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について 話あっている。	
	□実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	
	□実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	□職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	□アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	0

[コメント]

小中学生については、長谷川小中学校の授業の一貫で、職場実習等の機会がありますが、学園としての取り組みと してはありません。まだ高校生にはアルバイトや各種の資格取得について積極的に奨励しており、その一人はアル バイトの面接を受けたそうです。中学生も保育士や小学校の先生になりたいといった夢を持っています。早い時期 から、社会学習などを通じて応援していくことを期待します。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に а 応じる体制を確立している。 □施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談 所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう \bigcirc 図っている。 □家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取 \bigcirc り組んでいる。 口面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極 的に取り組んでいる。。 口外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見 に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行って \bigcirc いる。 □子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、 必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。

【コメント】

面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでおり、職員は外出、一時帰宅後の子どもの様子を観察して、不適切なかかわりの発見に努めています。前回の第三者評価で指摘されていた家庭支援専門相談員の配置は実現しています。ただ、家庭支援専門相談員は多くの業務との兼職であり、より積極的な支援を実施できるような組織体制の構築を期待します。

(12) 親子関係の再構築支援

1 A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。

□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。

□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。

【コメント

前回の第三者評価の指摘を受けて、家庭支援専門相談員が配置され、ケース会議等で家族の支援課題が検討され、 支援方針が共有されています。児童相談所等との連携も図られています。しかしながら、3階に利用できる親子生 活訓練室があるにも関わらず、その活用や家族療法は実施されていません。養育・支援対象児童の家族において は、複雑かつ複層した課題があり、親子関係の再構築には、単に児童の自立支援では完成しません。保護者等に対 する支援を含め、積極的で具体的な取組が求められます。

(13) スーパービジョン体制

1	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織 力の向上に取り組んでいる。	b
	□スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。	0
	□職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。	0
	□スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員ー 人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をし ている。	
	□スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質 の向上に努めている。	
	□国が定める基幹的職員を設置している。	0

【コメ<u>ント】</u>

園長は、職員の専門性や施設の組織力向上の取組を3名の係長に任せています。養育・支援担当係長は職員の専門性向上について、スーパーバイズを実施しています。経験豊かな心理療法担当職員の知見も有効なアドバイスとなっています。また任期付職員の中にも、経験豊かな職員がおり、新任の職員も都度相談しながら養育・支援に努めています。こうしたチーム体制が、女子棟においては一定の成果が表れており、上級職員によるスーパーバイズは機能しています。しかしながら男子棟においては、職員の経験年数も浅く、チームの支援方針が定まっておらず、上級職員もこれを指導できていません。上級職員の現場への直接的な関与と指導が求められます。